

議案第32号

小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施設の名称 小松島市櫛渕地区コミュニティ集会所
指定管理者 小松島市櫛渕町字萱原92番地の1
櫛渕町山口・萱原地区協議会
指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和3年3月3日提出

小松島市長 中山俊雄